

議案第5号

教育委員会定例会資料
平成26年12月24日
教育部 生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：久保田 剛生
外線 62-4565

安曇野市教育委員会告示第 号

社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱

様式を次のように改める。

(様式第1号) (第3条関係)

安曇野市社会教育施設使用料減免団体 (登録・変更) 申請書

年 月 日

安曇野市教育委員会

申請者

安曇野市社会教育施設を使用するにあたり、減免措置を受けたいので申請します。

団体名 (グループ名)				新規・更新 ※該当に○
代表者	氏名		連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入
	住所	〒		
事務 責任者	氏名		連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入
	住所	〒		
使用目的名		活動内容		
定期活動日		および 発表機会等		
主たる使用施設名				
構成員の数	市内在住者・在勤者 人、市外在住者 人、計 人			
所属	安曇野市スポーツ少年団・安曇野市体育協会・芸術文化協会 市内企業名 () 学校名 () ※学校所属の場合は、部活・社会体育の別を明記してください。			
備考				
添付書類	・団体構成員名簿等			

※以下記入不要※

減免該当条項	・体育施設管理規則・学校施設使用条例施行規則・公民館管理規則 第__条 第__項 第__号 別表第__—__に該当				
減免率	・施設使用料 % ・冷暖房施設使用料 % ・照明施設使用料 % ・器具等使用料 %				
団体登録番号	— —	システム 登録番号		パスワード	

(安曇野市 社会教育施設使用料減免団体登録申請書 添付資料)

団 体 構 成 員 名 簿

No.	氏 名	住 所 (市内企業勤務者の場合は企業名)	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※ 名簿については、上記の内容がわかるものであれば任意の書式でも可。

(様式第3号) (第3条関係)

安曇野市社会教育施設使用料減免団体登録通知書

第 年 月 日 号

様

安曇野市教育委員会 印

社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱第3条の規定により減免措置団体として登録したことを通知します。

団体名(グループ名)			
代表者	氏名		連絡先
	住所	〒	
事務責任者	氏名		連絡先
	住所	〒	
使用目的名		活動内容 および 発表機会等	
定期活動日			
主たる使用施設			
許可条件	減免該当条項	・ 体育施設管理規則 ・ 学校施設使用条例施行規則 ・ 公民館管理規則 第__条 第__項 第__号 別表第__—__に該当	
	減免率	・ 施設使用料 % ・ 冷暖房施設使用料 % ・ 照明施設使用料 % ・ 器具等使用料 %	
	登録団体番号		
	システム登録番号	ID:	PW:
		1 この通知書は、社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱第3条の規定による減免団体として承認するものです。使用する場合には安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書を提示し、別に使用申込書を提出してください。 2 減免団体としての有効期限は当該年度の3月31日までとします。	
備考			

(様式第4号) (第3条関係)

安曇野市社会教育施設減免団体登録証明書

登録番号	— — —
システム登録番号	
団体名	
有効期限	

上記団体は、社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱第3条の規定による減免団体として登録されていることを証明する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会 印

裏面

注意

- 1 この証明書は、安曇野市の社会教育施設使用料等の減免を受けるときに必要ですから、大切に保管してください。
- 2 社会教育施設使用料等の減免を受けようとするときは、施設の使用申込書の提出時にこの証明書を提示してください。
- 3 この証明書を亡失したときは、その旨を教育委員会へ届け出てください。
- 4 次の場合は、この証明書を教育委員会へ返してください。
 - (1) 減免団体登録を受けている団体が解散したとき。
 - (2) 汚損・き損により表面の記載事項を識別することが困難になったとき。
 - (3) 減免団体登録を廃止しようとするとき。
 - (4) 減免団体としての有効期限(当該年度の3月31日)を経過したとき。
 - (5) 団体名・代表者名が変わったことにより減免団体登録を受けている内容と相違することとなったとき。
- 5 この証明書を提示した場合でも、減免登録団体として承認を受けた目的以外の使用の場合は減免の対象とならないことがあります。
- 6 この証明書を拾われた方は、安曇野市教育委員会教育部生涯学習課までご連絡ください。

附 則

この告示は、平成27年1月1日から施行する。